平成２３年（フ）第２１７０号
横浜市南区日枝町４丁目97番地２　グレイス南太田804
債務者　泉澤　真弓（旧姓逸持治）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６１号
北海道旭川市忠和３条３丁目６番６号
債務者　波多野由紀（旧姓小石川）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３００号
北海道旭川市東光５条６丁目１番10号　フロンティア下野106号
債務者　丸山　昌子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０９号
北海道旭川市神居８条10丁目２番３号エコーハイツ神居305
債務者　夕川　亜矢（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０３号
静岡市駿河区みずほ５丁目８番地の２　ユートピア105、前住所静岡市駿河区広野５丁目29番26号
債務者　中嶋　一三
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２３号
静岡市清水区松井町９番１号　コンシェール城内102号、旧住所静岡県伊豆の国市四日町894番地　ハイツ伊豆107号
債務者　天野　文康
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７４１号
横浜市金沢区六浦２丁目６番１号
債務者　林　マチ子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０２３号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目16番35―210号
債務者　田村亜矢子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２５号
川崎市多摩区中野島６丁目24番11号
債務者　八木　和子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
島根県出雲市古志町981番地１
債務者　落合　敬且
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２３６号
岡山市南区福富西２―11　雇用促進住宅福富宿舎３号棟302号室、住民票上の住所岡山市東区瀬戸町瀬戸87番地１
債務者　奥山　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４５号
岡山市中区倉田527番地11　801
債務者　柴田　留美
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４００号
岡山市北区十日市中町２番39―３号　ハイツ松１－２
債務者　檜垣　　語
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１４号
岡山県瀬戸内市長船町長船935番地９、申立時の住所岡山県瀬戸内市邑久町山田庄313番地10
債務者　舛本　弘志
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２４号
岡山市中区兼基160番地１
債務者　小松希予乃
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部